

2-12 知的財産

分子科学研究所では、特許出願、特許権の帰属等に関する実質的な審議を行うため、知的財産委員会を設けている。委員会は、概ね各領域から教員 1 名、装置開発室ユニット長、国際研究協力課長、財務課長から構成されている。この分子科学研究所知的財産委員会での議決を機構長に報告し、機構として特許出願等を行うことになる。法人化によって知的財産の研究機関による保有が円滑に行われるようになり、独創的な技術や物質開発に対する権利が相応に保証されるシステムが確立され、知的財産権の保有に対する評価が根付いてきたため、研究所における特許保有件数は着実に増加している。内容は、量子コンピュータや燃料電池用触媒に関する発明など多岐にわたっている。特許取得を基にした企業との共同研究も盛んであり、基礎科学の成果が企業を通して社会に還元される道を作っている。一部の成果は実用化され、2020 年度以降は、特許収入の増加につながっている。

2024 年度の発明件数は、個人有としたもの 1 件、機構有としたもの 6 件、2025 年度は、個人有 0 件、機構有 7 件であった（2026 年 3 月 31 日現在）。

特許登録数と特許料収入

中期計画区分	第 2 期	第 3 期	第 4 期					
年度	2010 ～ 2015 計	2016 ～ 2021 計	2022	2023	2024	2025	2022 ～ 2025 計	
出願件数	67	92	4	6	9	12	31	
	国内	37	55	2	6	4	9	21
	国外	30	37	2	0	5	3	10
登録件数	59	61	8	5	14	17	44	
	国内	37	30	6	4	9	6	25
	国外	22	31	2	1	5	11	19
総保有件数	66	107	108	107	113	123	451	
	国内	44	61	63	63	64	64	254
	国外	23	46	45	44	49	59	197
特許料収入（千円） 国内外合計	1,670	54,548	24,330	24,919	26,874	27,770	103,893	